

沼津茶ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「沼津茶ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な使用と普及を通じて、沼津茶の需要拡大と普及促進を図ることを目的とする。

(ロゴマークに関する権利と使用管理)

第2条 ロゴマークのデザインに関する著作権その他一切の知的財産権等に係る権利は沼津市茶業振興協議会に帰属するものとし、その使用取扱いについては、沼津市茶業振興協議会が管理するものとする。

(対象者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この規程に規定する手続きを行うすべての者が使用することができる。

- (1) 沼津茶の需要拡大の趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (5) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- (8) 別に定めるロゴマーク使用ガイドラインに基づいた使用と認められない場合
- (9) その他、沼津市茶業振興協議会会長がロゴマークの使用について、不適当と認めた場合

(使用承認の申請について)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「沼津茶ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「使用承認申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して沼津市茶業振興協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道または広報の目的で使用する場合は、この限りでない。

2 ロゴマークを使用して作成または製造する物件（以下「使用物件」という。）の販売を希望する申請者は、申請者の情報、商品名、種類、材料、サイズ、販売価格、販売場所、図案、設計書、原稿などを記載した企画書を使用承認申請書に添付しなければならない。

(使用承認等について)

第5条 沼津市茶業振興協議会会長は、前条第1項の規定により使用承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該利用が沼津茶の需要拡大及び普及促進に寄与すると認めるときは、申請者に対し、「沼津茶ロゴマーク使用承認(不承認)通知書（様式第2号）（以下「使用承認(不承認)通知書」という。）」により通知するものとする。この場合において、沼津市茶業振興協議会会長は、使用条件を付することができる。

2 沼津市茶業振興協議会会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に対し、「使用承認(不承認)通知書」により通知するものとする。

(使用期間)

第6条 申請者は、ロゴマークの使用期間をあらかじめ使用承認申請書に記載するものとする。

(使用料)

第7条 沼津茶の需要拡大と普及促進を推進するため、営利の使用を含め、ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された内容のみに限定して使用し、沼津市茶業振興協議会会長が付した使用条件

に従うこと

- (2) 使用の承認を他に譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 別に定める沼津茶ロゴマーク使用ガイドライン及び沼津茶ロゴマーク使用マニュアルに基づき正しく使用すること
- (4) 沼津茶のイメージを損なう使用をしないこと
- (5) 使用物件は、完成後、速やかに沼津市茶業振興協議会会長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと
- (7) 使用物件やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、またはそのように誤解される使用をしないこと
- (8) 募金など金品を集める活動と結びつけて使用しないこと

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「沼津茶ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）（以下「使用変更承認申請書」という。）」を沼津市茶業振興協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 沼津市茶業振興協議会会長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、申請者に対し、「沼津茶ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書（様式第4号）（以下「使用変更 承認(不承認)通知書」という。）」により通知するものとする。
- 3 沼津市茶業振興協議会会長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に対し、「使用変更承認(不承認)通知書」により通知するものとする。
- 4 第2項に規定する「使用変更承認(不承認)通知書」の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取り消し等)

第10条 沼津市茶業振興協議会会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

(1) この規程に違反した場合、または違反することが判明した場合

(2) 申請に虚偽または不正があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、沼津市茶業振興協議会会長が不適当と認めた場合

2 沼津市茶業振興協議会会長は、前項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に「沼津茶ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）（以下「使用承認取消通知書」という。）」により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 沼津市茶業振興協議会会長は、第1項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、沼津市茶業振興協議会はその責めを負わないものとする。

6 沼津市茶業振興協議会会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

（経費等の負担）

第11条 沼津市茶業振興協議会は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

（事故、苦情等の処理）

第12条 使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、沼津市茶業振興協議会はその責を負わないものとする。

（情報の公開）

第13条 沼津市茶業振興協議会は、ロゴマークの使用承認の状況等について、情報を公開することができるものとする。

（事務の委任）

第14条 この規程に関する事務は、沼津市農林農地課が行う。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関して必要な事項は、沼津市茶業振興協議会会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。